

# 奈良市公報

## 号外第15号

平成20年 6月30日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 監査

- 奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… 1
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 1

#### 固定資産評価審査委員会

- 奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市固定資産評価審査委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

#### 公営企業

- 奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程…………… 3
- 奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程…………… 3
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程…………… 6
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 6
- 奈良市水道局業務改善委員会規程等の一部を改正する規程…………… 6
- 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程…………… 6

#### 消防

- 奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令…………… 6
- 奈良市消防表彰規程…………… 10
- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令…………… 17
- 奈良市消防長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程…………… 17

#### 選挙管理委員会

- 選挙管理委員会委員長の就任…………… 17
- 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定…………… 17
- 農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数…………… 17

#### 議会

- 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示…………… 17
- 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示…………… 18
- 選挙管理委員会委員の当選…………… 19
- 選挙管理委員会委員補充員の当選…………… 20
- 老春手帳優遇措置事業検討特別委員会の設置及び委員の選任…………… 20

- 老春手帳優遇措置事業検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 20
- 奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程…………… 20
- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程…………… 20

### 監査

#### 奈良市監査委員告示第6号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年 3月27日

奈良市監査委員 吉田 肇  
中和田 守  
幾田 邦夫  
高杉 美根子

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員事務局処務規程（昭和39年奈良市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所属職員の病気休暇の承認に関すること。

第8条第2項第3号中「休暇」の次に「(病気休暇は除く。)」を加える。

附則

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

(平成20年 3月27日掲示済)

#### 奈良市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年 3月28日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中和田 守  
同 幾田 邦夫  
同 高杉 美根子

保健福祉部 子育て支援室

保育課

監査結果公表日 平成18年 6月23日（奈良市監査委員告示第9号）

措置結果通知日 平成20年 3月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において6,141,200円となっている。</p> <p>負担の公平性からも徴収率の向上のため更なる努力と、徴収対策を要望する。</p>	<p>監査時において民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は、6,141,200円であったが、保育園及び市からの督促・催告を行い、平成20年2月末までに1,440,550円を収納した。</p> <p>平成18年度からは市立園を対象に奈良市保育料の口座振替による収納方法を取り入れるなど、引き続き徴収率の向上を目指し、粘り強く努力している。</p>

放課後児童施策課

監査結果公表日 平成18年 6月23日（奈良市監査委員告示第9号）

措置結果通知日 平成20年 3月19日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>民生使用料（児童育成料）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において3,123,000円となっている。</p> <p>負担の公平性からも徴収率の向上のため更なる努力と、徴収対策を要望する。</p>	<p>児童育成料の監査時における滞納繰越分の収入未済額につきましては、平成20年3月10日現在で、2,756,000円となっております。今後とも定期的な督促、催告はもちろんのこと、状況によっては、電話、訪問等により徴収率の向上を図るよう努めてまいります。</p>

水道局

業務部

料金お客様課

監査結果公表日 平成20年 3月3日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 平成20年 3月6日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>水道料金の過年度分の未収額は、監査時において76,769,878円となっている。</p> <p>今後とも未収の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。</p>	<p>未収金の回収につきましては無届転出等の防止の啓発、北和都市との連携による追跡調査及び現場精算の強化、さらに支払督促等法的措置の推進に努め、効率の良い徴収業務を行い水道事業の健全経営のもととなる収入の確保と公平性を保つため徴収率100%に近づけるよう回収に向けてなお一層の努力をして参ります。</p>

技術部

給水課

監査結果公表日 平成20年 3月3日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 平成20年 3月12日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>すべての工事請負契約において、工事請負契約と記載しているにもかかわらず、契約書本文において保証を付する条項が削除されていた。</p> <p>契約書において、水道局と受託者間の保証金にかかる契約内容を明確にされたい。</p>	<p>契約保証金を免除する契約を締結する場合は、第4条（契約の保証）及び第46条（公共工事履行保証証券による保証の請求）が不要になるため、平成20年4月1日から契約書の上部余白に「本契約書の第4条及び第46条削除」と記入し、契約者双方押なつて契約を締結いたします。</p>

浄水場 水質管理課

監査結果公表日 平成20年 3月3日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 平成20年 3月12日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>高純度アルゴンガス及び高純度ヘリウムガスの物品供給単価契約書において、基本契約の観点から契約期間を平成19年5月11日から平成20年4月30日まで定められていたが、地方公営企業法第19条に基づき適正な事務執行をされたい。</p>	<p>指摘のあった契約期間については、事業年度内の契約期間として修正いたしました。</p>

（平成20年 3月28日揭示済）

## 固定資産評価審査委員会

奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月25日

奈良市固定資産評価審査委員会

委員長 岡田伸子

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市固定資産評価審査委員会規則（昭和26年奈良市固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「郵便」の次に「若しくは信書便」を加える。

附 則

この規則は、平成20年 3月25日から施行する。

（平成20年 3月25日揭示済）

奈良市固定資産評価審査委員会告示第2号

奈良市固定資産評価審査委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月25日

奈良市固定資産評価審査委員会

委員長 岡田 伸子

奈良市固定資産評価審査委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

奈良市固定資産評価審査委員会が管理する行政文書の開示に関する規則（平成10年奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月25日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程

奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項業務部の部分中「調査係 経営係」を「経営係」に改める。

第3条第1項調査係の部分进行削り、同項経営係の部分中第7号を第13号とし、第6号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 課の庶務に関すること。

第3条第1項経営係の部分中第5号を第10号とし、第1号から第4号までを5号ずつ繰り下げ、同部分に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

(1) 諸統計及び業務報告並びに水道法（昭和32年法律第177号）に定める情報提供に関すること。

(2) 広報及び広聴に関すること。

(3) 水道局ホームページの運用に関すること。

(4) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関すること。

(5) 都市連合協議会に関すること。

第4条人事係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 業務の改善に関すること。

第7条第2項第6号を削る。

第12条庶務係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 奈良市簡易水道事業の公営企業法適用化に伴う受託に関すること。

第12条管理第二係の部分の第6号を削る。

第15条水源調査係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条

水質検査係の部分の第1号中「(水源調査係の主管に属するものを除く。)」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月25日揭示済)

### 奈良市水道局管理規程第3号

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程

奈良市水道局公用車管理規程（昭和48年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(管理責任者及び公用車管理担当者)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所属長は、公用車を管理する職員（以下「公用車管理担当者」という。）を指名する。

第5条を次のように改める。

第5条 水道事業管理者は、公用車の維持管理のため整備管理者を置く。

2 整備管理者は、経理課管財係長とし、次条に規定する公用車の修繕の検査を行うものとする。

第12条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「、公用車使用承認簿兼運転日誌（別記第3号様式）により」を削り、同条第2項中「毎月末日に前項に規定する運転日誌」を「毎月5日までに前月分の公用車運転報告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公用車管理担当者は、運転者名等公用車の運転の状況を把握するために必要な事項を運転者に記録させ、毎月公用車運転報告書（別記第3号様式）を作成しなければならない。

第13条の見出し中「日誌」を「報告書」に改め、同条第1項を次のように改める。

公用車管理担当者は、毎月仕業点検報告書（別記第4号様式）を作成しなければならない。

第13条第2項中「毎月末日に前項に規定する仕業点検日誌」を「毎月5日までに前月分の仕業点検報告書」に改める。

別記第3号様式及び第4号様式を次のように改める。





附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月25日揭示済)

奈良市水道局管理規程第4号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月25日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程  
奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「入院し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月25日揭示済)

奈良市水道局告示第10号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年3月25日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
美杉設備	上埜 洋晃	大阪府枚方市長尾台 4丁目10番13号	平成20年 3月7日

(平成20年3月25日揭示済)

奈良市水道局管理規程第5号

奈良市水道局業務改善委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

奈良市水道局業務改善委員会規程等の一部を改正する規程

(奈良市水道局業務改善委員会規程の一部改正)

第1条 奈良市水道局業務改善委員会規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「及び市民サービスの向上」を「並びに事務の効率化及び簡素化」に改める。

第7条中「業務部経営管理課」を「業務部総務課」に改める。

(奈良市水道局例規審査委員会規程の一部改正)

第2条 奈良市水道局例規審査委員会規程(昭和60年奈良

市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3人」を削り、同条第3項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務部次長

(奈良市水道局局議規程の一部改正)

第3条 奈良市水道局局議規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「技術部長」を「技術部長、業務部次長、技術部次長、技術部浄水場長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程(平成6年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 非常勤嘱託職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、奈良市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 非常勤嘱託職員の任用は、年齢65年までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

(奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市消防署の組織に関する規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「警防第一係」を「消防救急第一係」に、「警防第二係」を「消防救急第二係」に、「救急救助第一係」を「救助第一係」に、「救急救助第二係」を「救助第二係」に改め、同条第2項警防第一係及び警防第二係の部分中

「警防第一係」を「消防救急第一係」に改め、同部分の「警防第二係」を「消防救急第二係」に改め、同部分の第4号中「消防機械器具」を「消防及び救急の機械器具」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (11) 救急対策及び救急処置に関すること。
- (12) 救急の報告に関すること。

第2条第2項救急救助第一係及び救急救助第二係の部分中

「救急救助第一係」を「救助第一係」に改め、同部分中「救急救助第二係」を「救助第二係」に改め、同部分第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同部分の第4号中「救急及び」を削り、同号を同部分の第3号とし、同部分の第5号中「救急及び」を削り、同号を同部分の第4号とし、同部分中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条第1項中「警防救急第一係」を「消防救急第一係」に、「警防救急第二係」を「消防救急第二係」に改める。

第7条第1項中「警防第一係」を「消防第一係」に、「警防第二係」を「消防第二係」に改める。

(奈良市消防事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市消防事務専決規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「部長」を「次長、室長」に改める。

第2条の2を次のように改める。

(次長専決事項)

第2条の2 次長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

消防局を担当する次長

- (1) 1件1,000万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (2) 前号以外の1件500万円未満の支出負担行為の決定
- (3) 室長の宿泊を要しない出張命令
- (4) 室長及び総務課長の時間外勤務及び休日勤務命令
- (5) 室長及び総務課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (6) 室長及び総務課長の休暇、欠勤その他諸願届の処理

消防署を担当する次長

- (1) 署長の宿泊を要しない出張命令
- (2) 署長の時間外勤務及び休日勤務命令
- (3) 署長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (4) 署長の休暇、欠勤その他諸願届の処理

第2条の2の次に次の1条を加える。

(室長専決事項)

第2条の3 室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 課長(所管する課長とする。以下この条において

同じ。)の宿泊を要しない出張命令

(2) 課長の時間外勤務及び休日勤務命令

(3) 課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(4) 課長の休暇、欠勤その他諸願届の処理

第3条総務課長の部分に次の2号を加える。

(2) 庁中取締り

(3) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定

第3条課長共通の部分中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 収入金の調定及び調定通知

第3条職員課長の部分を削り、同条警防課長の部分中「警防課長」を「消防課長」に改める。

(奈良市消防文書規程の一部改正)

第3条 奈良市消防文書規程(昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 文書統括課 総務課をいう。

第2条第7号中「総務課庶務係、職員課職員厚生係、警防課消防係、救急救助課救急係、予防課予防係」を「総務課(課の庶務をつかさどるグループ)、消防課消防防災係、救急救助課救急係、予防課予防査察係」に改める。

第5条中「職員課、警防課」を「消防課」に改める。

第8条中「文書統轄係」を「文書統括課」に改める。

第9条、第10条及び第10条の3中「文書統轄係」を「文書統括課」に改める。

第18条第1項中「文書統轄係」を「文書統括課」に改める。

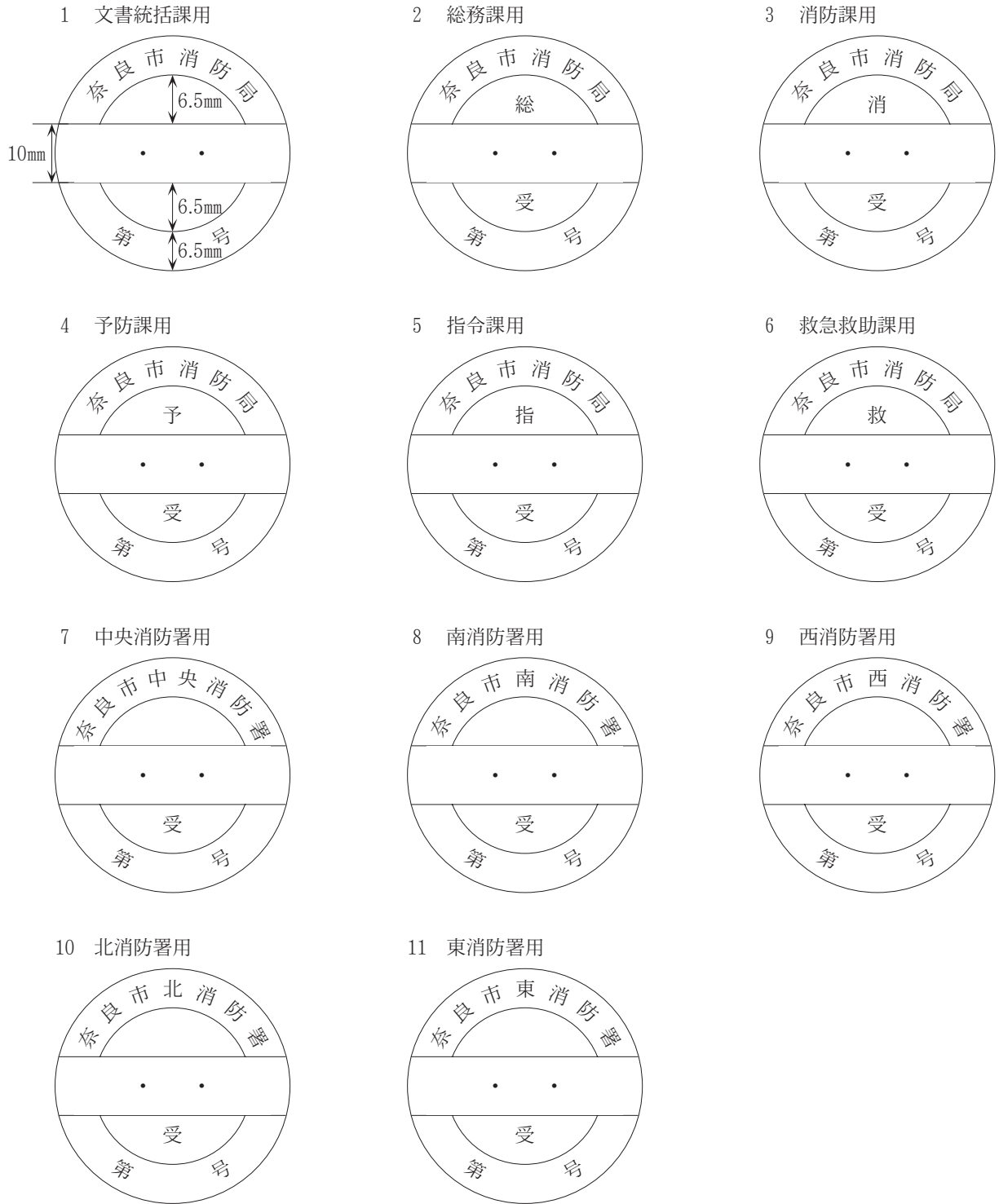
第19条第1号イ中「職員課 奈消局職」を「消防課 奈消局消」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとする。

第26条第1項中「文書統轄係」を「文書統括課」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式

受 付 印



別記第11号様式中

署長補佐・課長補佐	副署長・主幹	署長・課長	参事・部長・理事	消防局長
起案者		署内・課内		主任・係長
..... 電話		課・署 ④ 番		

を



署長補佐・課長補佐	副署長・主幹	署 長 ・ 課 長	室 長 ・ 参 事	次 長 ・ 理 事	消 防 局 長
起案者		署 内 ・ 課 内		主任・係長	
課・署 ④ 電話 番					

に

改める。

(奈良市消防公印規程の一部改正)

第4条 奈良市消防公印規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「庶務係」を削る。

(奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第5条 奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市消防長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に改め、同条第3項中「生活安全部長、総務課長、職員課長、警防課長」を「消防署を担当する次長、参事、室長、総務課長、消防課長」に改める。

第8条中「人事教養係」を削る。

(奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部改正)

第6条 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に改め、同条第3項中「生活安全部長、参事、総務課長及び職員課長」を「消防署を担当する次長、参事、室長及び総務課長」に改める。

第17条中「人事教養係」を削る。

(消防職員の勤務評定に関する規程の一部改正)

第7条 消防職員の勤務評定に関する規程(昭和43年奈良市消防長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「、室長、隊長」を削り、「、消防総務部長又は生活安全部長」を「又は次長」に改める。

第15条中「人事教養係(以下「人事担当係」という。)」を削る。

第16条及び第20条中「人事担当係」を「総務課」に改める。

別記様式の備考中「人事教養係」を「総務課」に改める。

(奈良市消防職員研修規程の一部改正)

第8条 奈良市消防職員研修規程(平成19年奈良市消防局長訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「職員課、警防課」を「消防課」に改める。

第7条第3項及び第8条第1項第1号中「職員課長」を「総務課長」に改める。

第9条第2項中「消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に改める。

第11条第4項中「人事教養係」を削る。

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第9条 奈良市消防安全管理規程(昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職員課長」を「総務課長」に改める。

第7条第2項中「消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に改める。

第8条第2項中「職員課長」を「総務課長」に改める。

第15条中「職員課」を「総務課」に改める。

第20条第1号中「職員課」を「総務課」に改め、同条第2号中「救急救助係」を「救助係」に改める。

(奈良市消防職員き章はい用規程の一部改正)

第10条 奈良市消防職員き章はい用規程(昭和28年奈良市消防長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「人事教養係」を削り、同条第2項中「事情已むを得ざるもののほか」を「、やむを得ない理由があると認めたときを除き」に、「せしめる」を「させる」に改める。

(奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部改正)

第11条 奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程(平成16年奈良市消防局長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「職員課長」を「総務課長」に改める。

別記第1号様式中「職員課長の確認」を「総務課長の確認」に、「職員課長」を「総務課長」に改める。

(奈良市火災予防査察規程の一部改正)

第12条 奈良市火災予防査察規程(平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第8項中「査察係」を「予防査察係」に改める。

(奈良市消防機械器具に関する規程の一部改正)

第13条 奈良市消防機械器具に関する規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

第14条、第21条及び第22条第2項中「警防課長」を「消防課長」に改める。

別記第6号様式中「警防課長」を「消防課長」に改める。

(奈良市警防活動規程の一部改正)

第14条 奈良市警防活動規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「生活安全部長」を「消防署を担当する次長」に改める。

第32条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「要保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める中国残留邦人等支援給付を受ける者」を、「生活保護法」の次に「(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定によりその例によることとされる場合を含む。

次項において同じ。）」を加える。

第57条第1項中「警防課長」を「消防課長」に改める。  
「消防総務部長」を「次長」に、  
別表第8中「生活安全部長」を「室長」に、  
全部長」

庶務班 総務課長	総務課 員	1 本部の総合調整及び指示命令の伝達に関すること。 2 消防団に関すること。 3 応援機関等に関すること。 4 その他総務課所掌事務に関すること。	を
保全班 職員課長	職員課 員	1 職員の健康状態の掌握に関すること。 2 その他職員課所掌事務に関すること。	

庶務 保全班 総務課長	総務課 員	1 本部の総合調整及び指示命令の伝達に関すること。 2 消防団に関すること。 3 応援機関等に関すること。 4 職員の健康状態の掌握及び安全管理に関すること。 5 その他総務課所掌事務に関すること。	に
-------------------	----------	---	---

警防班 警防課長	警防課 員	1 警防活動の運用及び統制に関すること。 2 資器材の確保及び補給に関すること。 3 避難の指示及び警戒区域に関すること。 4 その他警防課所掌事務に関すること。	を
-------------	----------	--	---

警防班 消防課長	消防課 員	1 警防活動の運用及び統制に関すること。 2 資器材の確保及び補給に関すること。 3 避難の指示及び警戒区域に関すること。 4 その他消防課所掌事務に関すること。	に
-------------	----------	--	---

改める。

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年4月1日において、現に作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(平成20年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全職員

奈良市消防表彰規程を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防上功労があると認められる消防職員（以下「職員」という。）及び職員以外の個人又は団体に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 功勞表彰
- (2) 功績表彰
- (3) 善行表彰
- (4) 消防協力者表彰
- (5) 消ちゃん賞表彰

(功勞表彰)

第3条 功勞表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 公務上一身の危険を顧みることなく、身をていしてその職務を遂行した者
  - (2) 任務遂行上、功勞が特に顕著で他の模範となる者
- (功績表彰)

第4条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員であって、前条の表彰を受けるに至らない者に対して表彰状を授与して行う。

- (1) 人命救助又は救急救護に顕著な功績があった者
- (2) 火災その他の災害の予防、警戒、鎮圧等に顕著な功績があった者
- (3) 消防業務に関する改善、能率増進、成績の向上又は

<p>士気の高揚に功績があった者</p> <p>(4) 消防用機械器具若しくは消防施設に関する有効な発明考案又は改善に功績があった者</p> <p>(5) 消防の威信を高揚し、又は社会の賞賛を受ける行為があった者</p> <p>(6) 平素における勤務成績が優秀で、職務に精励し、顕著な功績があった者</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功績があった者</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰状を授与して行う。</p> <p>(1) 職務外において市の区域外で火災鎮圧、人命救助、救急救護等に従事し、功労があった者</p> <p>(2) 刑事事件における被疑者の逮捕、現行犯逮捕等に協力し、その功績が顕著な者</p> <p>(3) その他特に善行があると認められる者</p> <p>(消防協力者表彰)</p> <p>第6条 消防協力者表彰は、職員以外の者であって、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対し、感謝状を贈呈して行う。</p> <p>(1) 火災その他の災害において、予防、警戒、鎮圧、人命救助又は救急救護に協力し、その功労が顕著なもの</p> <p>(2) 永年にわたり消防行政の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの</p> <p>(3) 消防施設の拡充強化に貢献し、その功労が顕著なもの</p> <p>(消ちゃん賞表彰)</p> <p>第7条 消ちゃん賞表彰は、消防業務の遂行又は火災予防の推進に当たり功労があったと認められる小学生以下の者であって、前条の表彰を受けるに至らない者に対し、感謝状を贈呈して行う。</p> <p>(記念品等)</p> <p>第8条 表彰状及び感謝状には、記念品等を添えることができる。</p> <p>(追彰)</p> <p>第9条 表彰を受けるべき者が、その表彰の日前に死亡したときは、生前の日にさかのぼって表彰するものとし、表彰状又は感謝状をその遺族に贈呈する。</p> <p>(表彰者)</p> <p>第10条 表彰者は、職員に対する表彰にあつては消防局長(以下「局長」という。)、消防協力者表彰及び消ちゃん賞表彰にあつては消防署長(以下「署長」という。)とする。ただし、消防協力者表彰及び消ちゃん賞表彰において特に必要があると認めるときは、局長表彰とすることができる。</p> <p>(消防表彰審査委員会)</p> <p>第11条 表彰の適否を審査させるため、消防局に消防表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第12条 委員会は、委員長及び委員で組織する。</p>	<p>2 委員長は、消防局を担当する次長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 消防署を担当する次長</p> <p>(2) 災害対策室長</p> <p>(3) 参事</p> <p>(4) 総務課長</p> <p>(5) 表彰事案に関係する課の長</p> <p>4 委員に事故があるときは、課長及び署長(以下「所属長」という。)の中から局長が任命する者を補欠の委員とする。</p> <p>(職務代理)</p> <p>第13条 委員長に事故があるときは、消防署を担当する次長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員(委員長を含む。)4人以上の委員の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 委員長は、委員が第16条第1項の規定による内申をした所属長であるときは、その委員を委員会に出席させないものとする。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、事情を聴取することができる。</p> <p>5 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>6 委員会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(会議の省略)</p> <p>第15条 委員長は、表彰事案が第3条から第7条までに規定する要件に該当することが明らかであると認める場合、前条の会議を省略し、委員の回議により審査することができる。</p> <p>(表彰の内申)</p> <p>第16条 所属長は、所属の職員で第3条から第5条までに規定する要件のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、消防職員表彰内申書(別記第1号様式)により、委員会の承認を経て局長に内申するものとする。</p> <p>2 前項の規定による内申は、事実の発生後20日以内に行わなければならない。ただし、特別の事情により、事実の調査に相当の期間を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(表彰の上申)</p> <p>第17条 署長は、消防協力者表彰又は消ちゃん賞表彰において、局長表彰を必要とする場合は、事実の発生後速やかに、消防協力者表彰上申書(別記第2号様式)により、委員会の承認を経て局長に上申するものとする。</p> <p>(表彰の決定)</p> <p>第18条 署長は、消防協力者表彰又は消ちゃん賞表彰を行うときは、事実の発生後速やかに、表彰決定伺書(別記第3号様式)により、委員会の承認を経て局長の決裁を受けるものとする。</p> <p>2 局長は、前2条及び前項に規定する内申、上申及び表彰決定伺を受けたときは、表彰の適否を速やかに決定し、奈良市消防表彰適否決定通知書(別記第4号様式)によ</p>
--	---

り通知するものとする。

(市長への内申)

第19条 局長は、第2条第1号から第3号までの表彰をすることを決定した者が、奈良市職員表彰規則（平成2年奈良市規則第18号）第2条各号（第5号を除く。）に該当すると認めるときは、市長に表彰の内申をするものとする。

(表彰の除外)

第20条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者には、原則としてこれを行わない。

- (1) 刑事事件に関して起訴された者
- (2) 懲戒処分を受けてから1年を経過しない者
- (3) 休職（公務上の休職を除く。）期間中である者
- (4) その他表彰することが不適當であると局長が認める者

(表彰の式日)

第21条 職員に対する表彰は、次に掲げる日に行う。ただし、必要があるときは、随時行うことができる。

- (1) 消防局長研修日
- (2) 消防記念日

2 職員以外の個人又は団体に対する表彰の式日については、局長又は署長がその都度決定する。

(委任)

第22条 この規程の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。  
(奈良市消防職員表彰規程の廃止)
- 2 奈良市消防職員表彰規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第2号）は、廃止する。

別記

第1号様式(第16条関係)

<p>奈良市消防局長</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長 団</p> <p style="text-align: center;">消防職員表彰内申書</p>			
表彰の種類	第2条第 号( )表彰該当		
表彰対象	<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 団体		
所属・階級・氏名 (団体の場合は列記)			
拝命年月日 (団体の場合は列記)	年 月 日(勤続 年 月)		
現階級昇任年月日 (団体の場合は列記)	年 月 日		
功労等の内容			
平素の勤務状況			
回 議 欄	総務課	表彰審査委員	委員長

備考 事案の内容により、調査報告書、現場状況図、設計図、写真その他参考となる資料を添付する。

第2号様式(第17条関係)

奈良市消防局長	第 号 年 月 日
所属長 <span style="float: right;">印</span>	
消 防 協 力 者 表 彰 上 申 書	

表 彰 対 象	<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 団体
---------	--

住所・氏名・年齢・電話 (団体の場合は列記)	
---------------------------	--

団体の名称・代表者名	
------------	--

協力等の年月日・場所	
------------	--

協力等の内容	
--------	--

回 議 欄	総務課	表彰審査委員	委員長

備考 事案の内容により、調査報告書、現場状況図、設計図、写真その他参考となる資料を添付する。

第 3 号様式 (第18条関係)

年 月 日
奈良市消防局長
所属長 印
表 彰 決 定 伺 書
下記事実について、表彰してよろしいか伺います。

表 彰 の 種 類	規程第 2 条第 号 ( ) 表彰該当		
表 彰 対 象	<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 団体		
住所・氏名・年齢・電話 (団体の場合は列記)			
団体の名称・代表者名			
学 校 名 等			
協力等の年月日・場所			
協 力 等 の 内 容			
参 考 事 項			
回議欄	総務課	表彰審査委員	委員長

備考 事案の内容により、調査報告書、現場状況図、設計図、写真その他参考となる資料を添付する。

第4号様式(第18条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市消防表彰適否決定通知書

(職・氏名)

\_\_\_\_\_

奈良市消防局長

奈良市消防表彰規程第18条の規定に基づき、表彰の適否について下記のとおり通知します。

表 彰 の 種 類	規程第2条第 号 ( ) 表彰該当
表 彰 対 象	<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 団体
所 属 ・ 階 級 ・ 氏 名 (団体の場合は列記)	
団体の名称・代表者名	
功 勞 等 の 内 容	
表 彰 の 適 ・ 否 (理 由)	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否
	(理 由)
そ の 他 (表彰の式日等)	



(平成20年 3月31日揭示済)

**奈良市消防局長訓令甲第4号**

全職員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「120人」を「121人」に改め、第6号中「131人」を「126人」に改め、第8号中「79人」を「83人」に改める。

附則

この訓令は、平成20年 4月1日から施行する。

(平成20年 3月31日揭示済)

**奈良市消防局長告示第1号**

全職員

奈良市消防長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

奈良市消防長が管理する行政文書の開示に関する規程（平成10年奈良市消防長告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附則

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

(平成20年 3月31日揭示済)

**選挙管理委員会**

**奈良市選挙管理委員会告示第7号**

平成20年 3月31日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

平成20年 3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永進

氏名 玉永進

住所 奈良市佐紀町3173番地の2

(平成20年 3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規

定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

平成20年 3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永進

奈良市選挙管理委員会

委員 河村武

住所 奈良市二条町一丁目3番5号

(平成20年 3月31日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第9号**

平成20年 3月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数は、次のとおりです。

平成20年 3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永進

第1選挙区 1,546人

第2選挙区 1,551人

第3選挙区 1,574人

第4選挙区 1,989人

第5選挙区 1,769人

(平成20年 3月31日揭示済)

**議 会**

**奈良市議会告示第1号**

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 3月24日

奈良市議会議長 峠宏明

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱（平成11年奈良市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この要綱において「公文書」とは、市議会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、市議会が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものを除く。

第3条中「市民」を「者」に改める。

第4条中「ものは、これに」を「者は、公文書の開示に」に改める。

第5条を次のように改める。

(公文書の開示を申請できる者)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、市議会の議長（以下「議長」という。）に対し、公文書の開示を申請することができる。

第6条中「するもの」を「する者」に改める。

第7条第1項及び第2項中「開示等決定」を「開示決定等」に改め、同条第3項中「開示等決定」を「開示決定等」に、「したもの」を「した者」に改め、同条第4項中「開示等決定」を「開示決定等」に改める。

第8条を次のように改める。

（公文書の開示の実施）

第8条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公文書の開示は、議長が指定する日時及び場所において行う。ただし、公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、議長が定める方法により交付される物を含む。第12条において同じ。）を送付することにより行う場合にあつては、この限りでない。

3 開示決定を受けた者は、第7条第3項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示申請をしたすべての公文書の開示を受けなければならない。ただし、議長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、再度の開示申請を妨げるものではない。  
第9条中「（平成9年奈良市条例第34号）第7条第1項各号」を「（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号」に改める。

第10条の見出し中「一部開示」を「部分開示」に改め、同条中「分離する」を「区分する」に改める。

第11条第1項及び第3項中「開示等決定」を「開示決定

等」に改める。

第12条中「第8条」を「第8条第1項」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される公文書の開示について通用する。

（平成20年3月24日揭示済）

奈良市議会告示第2号

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月24日

奈良市議会議長 峠 宏 明

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領（平成11年奈良市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「開示をする」を「全部を開示する」に改め、同条第3号中「開示をしない」を「全部を開示しない」に改め、同条第2項中「公文書開示等決定期間延長通知書」を「公文書開示決定等期間延長通知書」に改める。

第6条を次のように改める。

（電磁的記録の開示の方法）

第6条 要綱第8条第1項の規定による電磁的記録の開示については、市長の事務部局の例による方法で行うものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（費用負担）

第7条 要綱第12条に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、市長の事務部局の例による。

別記第1号様式中

申請に係る公文書の件名又は内容	
申請の目的	
申請者の区分	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者
市内の事務所、事業所又は学校の名称及び所在地	名 称
	所在地
開示の方法	1 閲覧    2 写しの交付（送付希望 有 無 ）

を

備 考	
-----	--

- (注) 1 「申請に係る公文書の件名又は内容」欄は、申請に係る公文書の件名又は知りたい事項の概要をできるだけ具体的に記入してください。
- 2 「申請の目的」欄は、申請された公文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、申請される方の任意です。
- 3 「申請者の区分」欄は、該当する番号（重複する場合は若い番号）を○印で囲んでください。
- 4 「市内の事務所、事業所又は学校の名称及び所在地」欄は、「申請者の区分」欄の2から4までの番号を○印で囲んだ場合に記入してください。
- 5 「開示の方法」欄は、該当する箇所を○印で囲んでください。」

申 請 に 係 る 公 文 書 の 件 名 又 は 内 容	
申 請 の 目 的	
開 示 の 方 法	1 閲覧    2 写しの交付    3 写しの送付希望
備 考	

- (注) 1 「申請に係る公文書の件名又は内容」欄は、申請に係る公文書の件名又は知りたい事項の概要をできるだけ具体的に記入してください。
- 2 「申請の目的」欄は、申請しようとする公文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、申請される方の任意です。
- 3 「開示の方法」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。」

改める。

別記第3号様式中「開示をする」を「全部を開示する」に、「午前 時 分」を「 時 分」に改め、午後 時 分」に改め、同様式（注）第2項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示申請をしたすべての公文書の開示を受けてください。

別記第4号様式中「午前 時 分」を「 時 分」に、同様式（注）第1項中「通知書を」の次に

「係員に」を加え、同（注）第2項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に部分開示決定されたす

べての公文書の開示を受けてください。

別記第5号様式中「開示をしない」を「全部を開示しない」に改める。

別記第6号様式中「公文書開示等決定期間延長通知書」を「公文書開示決定等期間延長通知書」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の規定は、この告示の施行の日以後に申請される公文書の開示について適用する。

(平成20年3月24日揭示済)

奈良市議会告示第3号

平成20年3月21日の議会定例会において、次の者が選挙管理委員会委員に当選しました。

平成20年3月24日

奈良市議会議長  
峠 宏 明

大 谷 督  
(平成20年 3月24日揭示済)

氏 名	住 所
西久保 武 志	奈良市六条一丁目13番31-3号
玉 永 進	奈良市佐紀町3173番地の2
大 西 敏 之	奈良市東向北町14番地
河 村 武	奈良市二条町一丁目3番5号

(平成20年 3月24日揭示済)

**奈良市議会告示第4号**

平成20年 3月21日の議会定例会において、次の者が選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

平成20年 3月24日

奈良市議会議長  
峠 宏 明

補充順序	氏 名	住 所
第1位	吉 田 恒 俊	奈良市西千代ヶ丘三丁目15番21号
第2位	阪 田 義 博	奈良市阪原町1834番地の2
第3位	徳 田 幸 子	奈良市大平尾町731番地
第4位	西 田 浩	奈良市帝塚山一丁目36番8号

(平成20年 3月24日揭示済)

**奈良市議会告示第5号**

平成20年 3月21日の議会定例会において、老春手帳優遇措置事業検討特別委員会を設置し、次のとおり委員を選任しました。

平成20年 3月24日

奈良市議会議長  
峠 宏 明

植 村 佳 史  
柿 本 元 気  
山 中 益 敏  
松 岡 克 彦  
三 浦 教 次  
北 良 晃  
山 口 誠  
井 上 昌 弘  
蔵之上 政 春  
上 原 雋  
岡 本 志 郎

**奈良市議会告示第6号**

平成20年 3月21日、次の者が老春手帳優遇措置事業検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成20年 3月24日

奈良市議会議長  
峠 宏 明

委員長 大 谷 督  
副委員長 北 良 晃

(平成20年 3月24日揭示済)

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月24日

奈良市議会議長 峠 宏 明

**奈良市議会規程第1号**

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程(平成13年議会議程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

附 則  
(施行期日)

- この規程は、平成20年 4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(平成20年 3月24日揭示済)

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月27日

奈良市議会議長 峠 宏 明

**奈良市議会規程第2号**

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程(昭和52年奈良市議会議程第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 所属職員(次長等を除く。)の病気休暇の承認

第9条第2項第1号中「休暇」の次に「(病気休暇を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

(平成20年 3月24日揭示済)